

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 国道	266号	上天草市大矢野町大字登立字船江 2981番2地先から 同所 字呑辻 3593番7地先まで	前	7.2 ～ 31.5	513.0	交通円滑 化特一
			後	7.2 ～ 31.5	513.0	
				12.7 ～ 54.8	513.0	
主要 地方 道	八代鏡 字土線	八代市海士江町字栢場 2566番1地先から 八代郡千丁町大字新牟田字拾二町 1852番2地先まで	前	6.0 ～ 16.0	239.0	交安主 要一種
			後	9.0 ～ 20.6	243.0	

2 区域変更する期日 平成16年10月6日

**熊本県告示第1003号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業所の変更の届出があった。

平成16年10月6日

熊本県知事 潮谷 義子

【訪問介護】

事業所の名称及び所在地	変更事項	変更後の内容
コスモスヘルパーステーション 八代市大村町342番地1	事業所の所在地	八代市東片町257番地2

【通所介護】

事業所の名称及び所在地	変更事項	変更後の内容
朋岳園地域介護サービスセンター 熊本市石原町399番地1	事業所の所在地	熊本市石原二丁目4番10号

【訪問看護】

事業所の名称及び所在地	変更事項	変更後の内容
山鹿中央訪問看護ステーション 山鹿市大字山鹿1000番地	事業所の所在地	山鹿市鹿校通一丁目2番地6号 三和ビル

【福祉用具】

事業所の名称及び所在地	変更事項	変更後の内容
株式会社ミタカ人吉営業所 人吉市五日町27	事業所の所在地	人吉市中青井町290-11

【痴呆対応型共同生活介護】

事業所の名称及び所在地	変更事項	変更後の内容
グループホームると 本渡市下浦町1383番地1	事業所の所在地	本渡市下浦町2090番地

**熊本県告示第1004号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業所の

変更の届出があった。

平成16年10月6日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【居宅介護支援】

事業所の名称及び所在地	変 更 事 項	変 更 後 の 内 容
松島町在宅介護支援センター松朗園指定 居宅支援事業所 天草郡松島町今泉 32 番地 1	事業所の名称	松朗園指定居宅介護事業所
朋岳園地域介護サービスセンター 熊本市石原町 399 番地 1	事業所の所在地	熊本市石原町二丁目 4 番 1 号
コスモス居宅介護支援事業所 八代市大村町 342 番地 1	事業所の所在地	八代市東片町 257 番地 2

公 告

熊本県公告第 780 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成 16 年 10 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 人吉市土手町 32 番地
- 2 築造者の氏名 株式会社南九州不動産
- 3 道路の位置 人吉市鬼木町字於坪 1567 番 9 及び同 1567 番 12
- 4 道路の幅員 4.05 メートルから 4.13 メートルまで
- 5 道路の延長 34.51 メートル
- 6 指定年月日 平成 16 年 9 月 8 日
- 7 指定番号 球磨企調第 16 号

熊本県公告第 781 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成 16 年 10 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 人吉市土手町 32 番地
- 2 築造者の氏名 株式会社南九州不動産
- 3 道路の位置 人吉市鬼木町字会原 951 番 1 及び里道の一部
- 4 道路の幅員 6.00 メートルから 6.77 メートルまで
- 5 道路の延長 64.85 メートル
- 6 指定年月日 平成 16 年 9 月 8 日
- 7 指定番号 球磨企調第 17 号

熊本県公告第 782 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成 16 年 10 月 6 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 福岡県大牟田市大字岬 983 番地
- 2 築造者の氏名 甲斐俊一
- 3 道路の位置 玉名郡長洲町大字長洲字荒牟田 717 番 2 及び同 718 番 2
- 4 道路の幅員 4.00 メートルから 6.00 メートルまで
- 5 道路の延長 72.60 メートル
- 6 指定年月日 平成 16 年 9 月 13 日
- 7 指定番号 玉名景建第 18 号

熊本県公告第 783 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成16年10月6日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 築造者の住所 玉名市築地 1596 番地 228
- 2 築造者の氏名 村上 孝喜
- 3 道路の位置 玉名市築地字兎町 1596 番 282
- 4 道路の幅員 4.00 メートル
- 5 道路の延長 36.60 メートル
- 6 指定年月日 平成16年9月15日
- 7 指定番号 玉名景建第19号

**熊本県公告第784号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成16年10月6日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
菊池郡西合志町大字野々島字八通丸 3229 番 2  
448.17 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
菊池郡西合志町大字野々島 1825 番地 2  
三山 誠吾

**熊本県公告第785号**

次のとおり一般競争入札に付する。

平成16年10月6日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 競争入札に付する事項
  - (1) 委託業務の名称  
熊本県工事進行管理システム開発業務
  - (2) 委託業務の内容  
入札説明書及び仕様書のとおり
  - (3) 委託期間  
契約締結の日から平成17年3月31日まで
  - (4) 入札方法
    - ア 入札金額は、熊本県工事進行管理システム開発業務に要する費用とする。
    - イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
    - ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用する。
    - エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者  
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
  - (1) 熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成14年熊本県告示第516号）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。
  - (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
  - (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
  - (4) 5の(4)のアの時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。
  - (5) 平成11年度から平成15年度までの間に、都道府県において次のアからウまでのすべての業務について、システム開発（自社製パッケージソフトを用いたシステム開発を含む。）構築を完了した実績を有する者であること。
    - ア 工事及び工事に係る委託の管理業務
    - イ 用地管理業務
    - ウ 業者情報管理業務
- 3 競争入札参加資格確認申請書の提出  
本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書（別記第1号様式）を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。